

衆議院 法律委員会 議 録 第 一 号

令和二年三月十日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 松島みどり君

理事 伊藤 忠彦君 理事 越智 隆雄君

理事 鬼木 誠君 理事 田所 嘉徳君

理事 葉梨 康弘君 理事 稲富 修二君

理事 山尾志桜里君 理事 濱地 雅一君

理事 井出 庸生君 理事 井野 俊郎君

理事 奥野 信亮君 理事 門山 宏哲君

理事 神田 裕君 理事 黄川田仁志君

理事 国光あやの君 理事 小林 茂樹君

理事 出畑 実君 理事 中曾根康隆君

理事 藤井比早之君 理事 古川 康君

理事 宮崎 政久君 理事 山下 貴司君

理事 吉川 越君 理事 和田 義明君

理事 今井 雅人君 理事 逢坂 誠二君

理事 落合 貴之君 理事 高木 錬太郎君

理事 日吉 雄太君 理事 松田 功君

理事 松平 浩一君 理事 山川百合子君

理事 竹内 讓君 理事 藤野 保史君

理事 串田 誠一君

法務大臣 森 まさこ君

法務副大臣 義家 弘介君

法務大臣政務官 宮崎 政久君

最高裁判所事務総局刑事局長 安東 章君

政府参考人 稲山 文男君

政府参考人 北川 哲也君

政府参考人 内閣法制局第一部長 木村 陽一君

政府参考人 内閣法制局第一部長 木村 陽一君

政府参考人 内閣法制局第一部長 木村 陽一君

政府参考人 内閣法制局第一部長 木村 陽一君

政府参考人 佐々木雅之君

政府参考人 大塚 幸寛君

政府参考人 伊藤 信君

政府参考人 西山 卓爾君

政府参考人 山内 由光君

政府参考人 小出 邦夫君

政府参考人 川原 隆司君

政府参考人 今福 章二君

政府参考人 菊池 浩君

政府参考人 高嶋 智光君

政府参考人 加野 幸司君

政府参考人 玉上 晃君

政府参考人 杉浦 久弘君

政府参考人 浅沼 一成君

政府参考人 岸本 武史君

政府参考人 依田 泰君

政府参考人 奈須野 太君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 寺田 吉道君

法務委員会専門員 藤井 宏治君

委員の異動

三月十日 補欠選任

松田 功君 今井 雅人君

同日 補欠選任

今井 雅人君 松田 功君

三月十日 閣提出第一七号

は本委員会に付託された。

三月九日

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(茨城県つくばみらい市議会(第九七六号))

特定技能外国人の受入れの促進に向けた更なる取組を求める意見書(長野県議会(第九七七号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

○松島委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣人事局内閣審議官稲山文男さん、内閣法

制局第一部長北川哲也さん、内閣法制局第二部長木村陽一さん、人事院事務総局給与局長佐々木雅之さん、内閣府大臣官房長大塚幸寛さん、内閣府大臣官房審議官伊藤信さん、法務省大臣官房審議官山内由光さん、法務省民事局長小出邦夫さん、法務省刑事局長川原隆司さん、法務省保護局長今福章二さん、法務省人権擁護局長菊池浩さん、出入国在留管理庁次長高嶋智光さん、外務省大臣官房審議官加野幸司さん、文部科学省大臣官房審議官玉上晃さん、文化庁審議官杉浦久弘さん、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官浅沼一成さん、厚生労働省大臣官房審議官岸本武史さん、厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長依田泰さん、中小企業庁事業環境部長奈須野太さん及び国土交通省鉄道局長寺田吉道さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○松島委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局刑事局長安東章さんから出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松島委員長 御異議なしと認めます。そのように決しました。

○松島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。葉梨康弘さん。

○葉梨委員 おはようございます。自民党・無所属の会の葉梨康弘です。

私は、予算委員会の理事をやっております。

で一年間延長できますよね。一年延長すればいいのになと思っただけですけれども、なぜ八月までなんだろうか。ここがよくわからないんですよ。なぜ八月なんだろうか。なぜ半年なんだろうか。

○森国務大臣 詳細については、個別の人事でございまして、なかなかお答えは差し控えざるを得ないところなのでございますけれども、一年間という法律の規定の中で、当分の間、職務を遂行させる必要があるというふうに判断したところでございます。

○今井委員 皆さん御周知のとおり、現在の検事総長が六十五歳になられるのはことしの八月です。ことしの八月ですね。ああ、来年か。そうかそうか、来年だ。ごめんなさい、間違えました。この半年というのがちょっとよくわからないという事です。

ちよつと時間がないので、もう一点お伺いしたいんですけれども、本当は、きょう、皆さんにも、この議事録で明らかに答弁が食い違っているのがあるところがあるので、これをじっくりやりたかったんです、時間がありませんので、また法案が出てきたときあたりにやりたいと思います。が、決裁の問題なんですけれども、先ほど、午前中の葉梨さんの質疑を聞いておりましたら、口頭了解するときなんか、決裁なんかしないよとおっしゃっていたんですね。ということは、口頭了解は決裁じゃないということですね。

公文書管理の方、いらつしゃっていますか。済みません。公文書管理上の決裁とは何でしょうか。

○大塚政府参考人 お答えをいたします。公文書管理法の世界では、このガイドラインにおきまして、決裁を、「行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認する行為をいう。」と、公文書の世界ではこのような定義をしているところ

○今井委員 二月の二十五日だったかな、高市総務大臣が記者会見で、総務省では電子決裁を全部やっている、ただし、口頭了解するようなものの中にはありますけれどもおっしゃっているんですね。

それで、森大臣は、口頭で決裁をしたとおっしゃっています。それと、令和二年二月二十五日に、これは予算委員会だったと思いますけれども、決裁の取扱いについてというペーパーを法務省から出していただいて、三枚つづりなんですけれども、人事院のあたりですね、決裁の取扱いについて。ここに、同規則に定められた方法による決裁を逐一要しないものと理解し、口頭による決裁として、必要な範囲でという、口頭の決裁という言葉も出てくるんですけれども、そういうのは例えば国会審議における答弁案」というふうに書いてあるんです。

ところが、後半になると、「国会答弁資料に関する事項等については、口頭での了解としている。」というふうに書いてあって、使っている言葉が違うので、ちよつとこれを僕、済みません、確認したいんですね。

口頭による決裁と口頭による了解というのは同じ意味なんですか。

○森国務大臣 はい、同じ意味でございます。私が一番最初に国会で御答弁したのは、たしか小川委員の質問だったか、済みません、ちよつと委員の名前を間違ったら失礼いたしますが、予算委員会で御質問されました。それは決裁を受けておりますかという御質問でございました。公文書法上の決裁を受けておりますかという御質問でもありませんし、文書取扱規則上の決裁を受けておりますかという御質問でもなく、単に決裁を受けておりますかという御質問で、突然の御質問でございましたので、私、後ろの事務方に確認をしましたら、決裁を受けておりますということでございます。

法務省職員としては、この令和二年二月二十五日の、今委員がお示しになりました決裁の取扱い

についてという文書で御説明したとおり、口頭による決裁という意味で、決裁を受けておりましたというふうに御答弁申し上げたとおりでございます。

なお、法務省文書取扱規則上における電子決裁や押印による決裁については、その取扱規則に定められた別表に該当する文書についてはとっております。

○今井委員 大塚さん、ちよつとお伺いしたいんですけれども、先ほど、決裁は、押印、署名あるいはそれに類する行為とおっしゃいましたよね。口頭というのは、その他類するものに含まれるんですね。

○大塚政府参考人 お答えいたします。ガイドラインの解釈でございますが、押印、署名又はこれらに類する行為のところは、基本的に電子決裁を念頭に置いているところでございます。ですので、口頭による例えは意思の決定、確認というのは、形式上はそのガイドラインの決裁には該当しないというふうに考えております。

ただ、一方で、ガイドラインとは別に、これはあくまでも一般論になりますが、口頭の必要な指示、意思決定を行うということ、これを例えれば口頭決裁と呼称すること、これはあり得るのではないかとこのように考えてございます。

○今井委員 もう二分しかないので、今のところは大事なんです。行政文書ガイドラインのところは決裁という項目がありますよね。そのところには、決裁とは、押印、署名その他に類する行為で行われたものというふうに書いてあります。今おっしゃるにおっしゃっていますよね。そうすると、口頭は、公文書ガイドライン上は決裁ではないということですね。いや、それは当然、そうなるじゃないですか。それ以外、どこにも認めませんよ。

定義をちゃんとはっきりさせたいので。○大塚政府参考人 先ほど申しましたとおり、あ

くまでも公文書のガイドラインの決裁の定義としては先ほど申し上げたとおりでございますが、一方で、それによらないさまざまな形で用語が使われることも事実でございますし、それはそれとして、今実際にそれぞれの役所で運用として使用されているものと考えております。

○今井委員 済みません。時間が来ましたのできょうはこれで終わりますけれども、少なくとも行政文書のガイドライン上の決裁ではないということは今確認させていただきましたので、あとは、それぞれ答弁が少し揺らいでおられたことの整合性をやりたかったです、それは、ちよつと時間がきょうはなくなりましたので、また次回にやらせていただきたいと思っております。

○松島委員長 次に、藤野保史さん。○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。まず、私、クー・トゥー運動についてお聞きをしたいと思っております。

クー・トゥーというのは、靴を履くことに伴う苦痛、そして性暴力を告発するミー・トゥー運動に合わせてつくられた言葉でありまして、昨年の一月に女優の石川優実さんがツイッターで投稿されて一気に共感の声があがって、署名も三万筆を超えまして、昨年六月には厚生労働省にも提出をされました。

これは、同じ職種あるいは同じ仕事内容なのに女性だけにパンプスやヒールが強要される、まさに性差別の問題であるということ、同じ職種であれば、同じ仕事であれば、女性にも男性と同じくヒールのない靴の選択肢を与えてほしいという当然の声であり、運動だということに思っています。

パンプスやヒールを履くことで、人によつては、靴ずれとかまめができた、外反母趾になる、腰が痛くなる、さまざまな健康被害にもつながるわけですし、仕事をすることで動きづらいくらいです。性差別の問題が中心ではありませんけれども、健康問題、労働問題でもあるということだ

です。性差別の問題が中心ではありませんけれども、健康問題、労働問題でもあるということだ

と思います。
大臣にお聞きしたいんですが、大臣はこのクー・トゥー運動についてのよう評価されているでしょうか。

○森国務大臣 三月三日の参議院予算委員会で小池委員から御質問がございまして、安倍総理大臣もおっしゃっておられましたけれども、職場の服装について、男性と女性が同じ仕事をしているにもかかわらず、苦痛を強いるような合理性を欠くルールを女性に対して強いることはあってはならない、私も全く同じ考えでございます。

法務省においては、女性に関する問題を含め、さまざまな人権問題について人権擁護活動を実施しておりますので、これらの人権問題も含めて取り組んでまいりたいと思っております。

○藤野委員 ぜひ法務省としても、この問題でもイニシアチブを発揮していただきたいと思っております。

石川さんが声を上げて、一年という短い間に、これが全国に広がって、国会にも届いて、総理大臣や、今、森大臣からも前向きな答弁を引き出したということ、これは、皆さんの運動といえますか、もつと言えどジェンダー平等社会の実現に向けても、今回のクー・トゥー運動というのは非常に大きな動きだというふうに思っております。このクー・トゥーだけでなく、ジェンダー平等なくしてまさに二十一世紀の未来を切り開くことができないというのは、これは多くの皆さんの思いだ、国連のSDGsもこういう発想で今進められているというふうに思います。

このジェンダー平等社会をつくっていく上で、私、法務大臣の果たされる役割というのは極めて大きいというふうにも感じております。大臣も、所信演説の中でフラワーデモについて触れていらっしゃいました。思いが伝わるなと思って私も伺っていたわけでありませうけれども、まさに今法務省の焦眉の課題の一つが刑法の性暴力に関する改正問題であると思っております。

大臣は今、大臣直轄の勉強会をつくって、性暴

力の被害者や支援団体の方々に入っていたいで、二月末からその勉強会を行っているというふうに向っているんですが、大臣にお聞きしますけれども、なぜ今の時期にこうした大臣直轄の勉強会を設けられたのでしょうか。

○森国務大臣 性暴力の問題を所信表明の一番最初に掲げさせていただきました。全ての問題が重要なんですけれども、迅速に取り組まなければいけないという意味で、一番最初に掲げさせていただきました。

直轄の勉強会についてお尋ねいただきましたけれども、私は就任してからさまざまな直轄の勉強会をやっております、一つが保釈中のGPSに関する問題もやっておりますが、これは法制審の方に諮問をいたしました。

その間に、性暴力の被害者団体の方が大臣室に來られたんです。そして、被害者の方の思いを直接にお聞きする機会をいただきました。そこで、私は、もつとこの問題を私みずから理解を深めなければいけないという思いから、被害者団体の方にメンバーになっていただいて、私的な勉強会を開催しているところでございます。

○藤野委員 今、大臣自身が理解を深めなければいけないという思いということでありました。私自身も実はそれは同じ考えでありまして、やはりこの問題は本当に、当事者の方から、あるいは支援されている方、関係者の方からお話を聞くというのは非常に大きな力になるといいますか、中身になってくるなというのを私自身も感じております。

それに係ってなんですが、大臣は、二月二十五日の予算委員会の第三分科会で、我が党の本村議員の質問に対してこう答弁されているんですね。法制審のメンバーについての答弁なんです。被害者の立場の方、また被害者支援にかかわる研究者、専門家などの御意見を幅広く聞くことができないような体制で議論を進めてまいりたいと答弁されているんですけども、この、幅広く聞くことができるような体制というのはどういう意味なの

か。私自身はちよつとよくわからないんですが、これは、いわゆる法制審のメンバーにもそういう被害者の方などに入っていたたく、そういうことなんではないでしょうか。

○森国務大臣 私は、被害者の皆様の声が法制審のメンバーにより直接に届く体制にしたいと思っております。

今般の保釈中の逃亡の問題についても法制審の部会をつくったんですが、そこにも被害者関係の方を入れるのに大変な苦勞がございました。ですが、やはり被害者の声を聞かなければ、特にこの性犯罪に関するさまざまな残された課題について前に進めていくことが難しいと思っておりますので、私自身が全力をかけてよりよい体制づくりに向けて努力をしていきたいと思っております。

○藤野委員 ぜひその方向で進めていただきたいです。今、保釈中の逃亡者の法制審というお話がありましたけれども、それ以外にも思うんですね。

法務省にお聞きしますが、これまでの法制審でも、被害者の方々、被害者支援団体の方が参加した実例があると思うんですが、どのようなものがあるでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。ただいまお尋ねの点でございますが、例えば、現在調査審議を行っております法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会でございますが、ここにおきまして、少年犯罪の被害者の御遺族であり、被害当事者団体の代表を務める方が委員になっておられるものと承知しております。

○藤野委員 今、まさにそういう被害者の方、少年犯罪被害当事者の会代表の方も法制審のメンバーになっていらっしゃるわけでありませう。私は、やはり法制審のメンバーがどういう方々になるのかというのは極めて重要だというふうにも思っております。それは、やはり国会に提出してくる法案の中身に直接かかわってくるからであります。ぜひ、当事者の方をメンバーに加えてい

ただいて、より充実した法案の中身になるようにイニシアチブを発揮していただきたい。

更に加えて言いますと、法制審というのは議事録が作成されても、もちろん私も読みますけれども、広く国民に公開されるということになります。性暴力に関する刑法改正というのは、どうしてもやはり国民的な議論が必要な課題であるというふうに思いますので、そうした議事録を通じて直接国民に被害者の声がより多く届いていく、そのためには、やはり大臣がイニシアチブを発揮していただいて、被害者の方に法制審のメンバーになっていただく。

法制審議会令という省令があるんですが、これを見させていただきますと、この審議会令の第二条にはこう書いてあるんですね。「委員は、学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。」と。法務大臣が任命するということでありますから、最後に重ねてですけれども、大臣、被害者の方をメンバーにするということで御発言いただければと思います。

○森国務大臣 私は、よくあることとして、被害者の方の声を一回ヒアリングしましたみたいなことがあるんですけども、それでは性犯罪における諸問題の解決には結びつかないと思っております。

今回、フラワーデモで性犯罪の被害者の方が声を上げた。それが全国を巻き込んで、十二回続いたということは非常に大きな意味があります。そのような勇気に報いるためにも、そして、国民の皆様も非常に大きいわけでございますので、ここで明言はできませんけれども、私自身のリーダーシップを発揮して、何とかよい方向に持っていきたいと思っております。

○藤野委員 ぜひ大臣のイニシアチブの発揮を求めたいと思っております。
次に、いわゆる学校法人加計学園が運営する岡山理科大獣医学部の入試をめぐる、韓国人受験生が不当な扱いを受けたという報道についてお聞きをいたします。

ます。被爆の実相に関する正確な知識を持つことは核軍縮に向けたあらゆる取組のスタートとなる認識をいたしておりまして、引き続き積極的に取り組んでまいりたいとおっしゃっているんですね。

これは、言っているときは本当にそのとおりだと思っんです。ただ、やっていることが逆なんです。

私は福島にもチェルノブイリにも行かせていただきましたけれども、福島でいえば、あしたはまさに三・一一なわけです。九年がたとうとしてい。我が党の国会議員団の福島チームは定期的に福島を訪れているんですけども、今でも、ふるさとに帰りたいけれども帰れない、帰りたくても帰れない、そして、たとえ帰ったとしても、口にできない、声にできない、いろいろな苦しみを抱えながら生きていらつしやるわけですね。チェルノブイリに行きましたけれども、そのときは、三十年たつていますけれども、私が草むらにガイガーカウンターを近づけますと、ピピピピッと急激に上がるわけですね。

一たび原発事故が起きるとどうなるのかというのは、これはやはり核の問題を考える上で避けて通れない話でありますし、この福島やチェルノブイリというのは、核と人間社会についての問題を極めて雄弁に、事実の問題として語りかけている場所だと思えます。

先ほど茂木大臣がおっしゃったように、NPTの基本理念というのは核軍縮なんです。ですから、核の危険性をアピールすることはもう全く矛盾しないと思います。

文科省に確認したいんですが、あいちトリエンナールの問題がありました。このとき、文科大臣は、表現の自由の侵害に当たるのかという質問に対してどのように答弁していたでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。
今回の補助金の不交付決定は、補助事業の申請手続におきまして、補助金申請者である愛知県が、会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすやう

な重大な事実を認識していたにもかかわらず、文化庁に申告しなかったことを踏まえて判断したものでございまして、展示物の表現内容自体の適否について評価したものではありません。

○藤野委員 つまり、文科大臣は、安全とか円滑な運営を脅かすやうなことを認識していたのに報告しなかったのが問題で、表現内容じゃないんだ、表現内容自体の適否について評価したのではないですよというふうにとりエンナーレのときは言っていたんです。だから表現の自由の侵害に当たらない。

しかし、今回、外務省はまさに原発という展示内容そのものを問題にしているわけですね。法務大臣、これは表現の自由の侵害に当たるんじゃないでしょうか。

○森岡大臣 もちろん、一般的に、表現の自由は民主主義の根幹をなすものですから、最大限尊重されるべきでございます。

お尋ねの事案につきましては、先ほどの外務省の御答弁で審査中であるというふうにおっしゃっておられたと承知しておりますので、所管の外務省において適切に判断されるものと思えます。

○藤野委員 まさに憲法、人権保障をつかさどる法務大臣が、先ほどの文科省の態度と外務省の態度について、やはり法務省として、法務大臣として、なかなか物を出してこないとか、審査中審査中と言つて延ばしていくことについて、はつきり物を言うべきだというふうにおっしゃる。そういう姿勢が大臣に問われているというふうに思えます。

最後に、検事長の定年延長問題についてお聞きします。
この問題をめぐっては、まさに検察内部からも、与党からも異論が出ている。

二月十九日の検察長官会同では、静岡地検の神村昌通検事正から、今回のことで政権と検察の関係に疑いの目が持たれている、国民からの検察に対する信頼が失われる、そして、この人事について、検察庁、国民に丁寧な説明をすべきという意

見を述べたというふうには伝えられております。二月十五日には、中谷元元防衛大臣が国政報告会という公の場で、私がか心配するのは、三権分立、特に司法は、正義とか中立とか公正とか、そういうもので成り立っているんですね、行政の長が私的に司法の権限のある人をですね、選んで本当によいかな、権力の上に立つ者はしつかりとその使い方を考えていかなければならない、こうおっしゃっている。

ですから、そういう声がいろいろなところから出ているわけですね、野党だけではなくて。とりわけ、現職の検察官幹部から、国民に丁寧な説明をすべきとまで言われているわけですね、大臣。ところが、大臣は所信で一言もこの問題、触れなかつた。私、正直言って驚いたんです。なぜ一言も触れなかつたんでしょうか。

○森岡大臣 国民に対して丁寧な御説明をしてまいりたいと思えます。

所信表明については、法務行政の課題について述べたものであり、個別の人事については述べておりません。

○藤野委員 そういう姿勢が、今、現職の検事にこれではだめだという声になって広がっているわけですね。

私は、この問題を考える上で、なぜ検察官には一般公務員と異なる特別の定年制度が定められていたのか、ここを考える必要があると思っんです。それは、戦前の治安維持法などによる人権侵害を二度と繰り返さないという反省に立つた日本国憲法に由来するものだと思います。三権分立、そして基本的人権の尊重というものに深くかわる検察官の地位の特殊性に結びついているからだと思います。

日本国憲法は、先ほど委員からもありましたけれども、極めて詳細な刑事手続による人権保障があるわけですね。それに基づいて、この憲法に基づいて刑事訴訟法がつくられ、その刑事訴訟法を実践する部隊として検察庁法もつくられていく、裁判所法もつくられていくということになってお

ります。
大臣にお聞きしますけれども、ちよつと時間の関係で、これはもう配付資料でちよつとかえさせていただきますけれども、配付資料の三は刑事訴訟法の提案理由なんです。これは当時の鈴木国務大臣が答弁されているんです。

こういう答弁なんですね。新憲法は、各種の基本的人権の保障について、格別の注意を払っているものであります。なかんずく刑事手続に関するものは、我が国における従来の運用に鑑み、特に三十一条以下数条を割いて、極めて詳細な規定を設けていますのであります。そして、ちよつと飛びますけれども、さらにまた新憲法は、第六章におきまして、司法権の独立を強化し、最高裁判所に違憲立法審査権や、規則制定権を与えるとともに、その構成にも、格別の配慮をいたしているものであります。そのため新たに裁判所法や検察庁法の制定が必要とされたのであります。こういう組立てなんです。

要するに、新憲法があつて、刑事訴訟法があつて、そしてそれを実践するものとして裁判所法、

当時は裁判所構成法の中に検事のこと書いてありましたけれども、司法の独立、三権分立を徹底する観点から検察庁法というのを別途規定する、これがスタートなんです。

その大もととは、戦前の人権侵害に、検事も、思想検事として特高警察と車の両輪として治安維持法を運用していった、運用を拡大していった、そういう歴史があるからであります。戦前の弾圧によって、拷問で、時に私たちの党の先輩も命を落としました。こういう痛苦の経験を二度と繰り返

しちやいけない、だから、最高法規である憲法に、法律でも侵せないものとして詳細な刑事手続における人権保障規定が置かれた、そしてその精神を具体化する、その最後にあるのは検察庁法なんです。

身分保障なんですね。定年というのは身分保障の根幹であります。だから、検察については一般公務員とは異なる定年制度がもたらあつたんで

すね。もたらあつたんです。

ところが、先日法務省から、三月五日の当委員会の理事会にも提出されましたけれども、「検察官の勤務延長について」という、二〇〇一―一六メモというのが理事会にも提出されました。これはちよつときよは配付していませんでした。けれども、私が驚いたといえますか、この中にこういうくだりがあるんですね。戦後の検察庁法のいわば前身である裁判所構成法(明治二十三年法律第六号)、こういうのが出てきて、この並びで、この戦前の裁判所構成法の定年制度の趣旨と戦後の国家公務員法の定年制度の趣旨に差異はない、だから今回も適用するんだ、こういう論立てなんです。

裁判所構成法というのは明治二十三年ですから、西暦一八九〇年で、百三十年前の法律です。定年制度がこの裁判所法改正で導入されたのが大正十年ですから、一九二〇年、約百年前、もちろん大日本帝国憲法下です。

大臣、ちよつとお聞きしたいんですけれども、大日本帝国憲法下というのは、司法権は天皇に属しているんですね。裁判所は天皇の名において司法権を行使する。裁判官や判事の人事権、俸給などの身分保障というのは、司法大臣、今でいう法務大臣の監督下にありました。三権分立が極めて不十分な法体系なんです。

こういう法律が、戦後の、今議論されている、全く身分保障も異なる検察官の趣旨が同じだと持ってくるというのは私は許されなと思うんですけれども、大臣、何でこれを持ってきたんですか。

○森岡務大臣 御指摘の文書はあくまで検討過程のものでございますけれども、御指摘の該当部分は、検察官に定年による退職の制度が設けられた趣旨を検討するに当たり、該当法の審議における政府委員の発言に言及しているにすぎないものでございまして、この趣旨、退職の制度が設けられた趣旨について発言に言及しているものでございまして、これをもって検察官に勤務延長制度

が適用される理由としているものではございませぬし、この趣旨というのは、伊藤元検事総長の検察庁法の解説本に書いてあるものと同様でございまして。

○藤野委員 きよは時間もあれなので、次回やりたいと思うんですけども、全然違うんですね、三権分立の考え方が、いわゆる天皇のもとで、天皇に司法権が属しているわけですね。司法行政権というのは、司法大臣、当時の法務大臣に全部あるわけですね。そのもとでつくられているのが裁判所構成法であります。

それが今ここで復活してきたというのは、私は本当に恐ろしい。逆に言うと、安倍政権の一貫した姿勢じゃないかなというふうに私は思うんですね。戦前回帰という、その一環ではないかというふうに思います。

最後にちよつと御紹介したいのは、「新しい憲法 明るい生活」という、ちよつときよは資料をつけていませんけれども、「あたらしい憲法のはなし」という、戦後直後に出版された有名な冊子があると思うんですね。あれはほぼ一世帯当たり一冊配られた非常に権威のあるものなんですけれども、そこでこういう項目があるんですね。十六ページに、役人は公僕である、こう指摘しているんですね。

憲法に定めがあつたにもかかわらず、実際には最近まで警察や検事局が国民を手続なしに捕えて幾日も留置場へ入れておいたり、むごい方法で調べを行い、無理やりに自白させたりすることも少なくなかつた。新憲法では全てこうした不法なひどいことをかたき禁じた。

そして、最後、こうあるんですね。これからは悪いことをしない限り、いたずらに警察や検事局を怖がる必要はなくなつた。そればかりかこれらの役人は国民の生活を守ってくれる私たちの公僕となつた。

戦前は、検事というのは天皇の官吏でありました。それが新憲法によって私たちの公僕になつたというんですね。

今回大臣がやろうとしていることは、この私たちの公僕を一内閣の官吏にまた返そうとしている、こういうことじゃないですか、大臣。

○森岡務大臣 全く違います。

先ほどの三権分立についての御指摘も踏まえまして、三権分立によって、三つの権力が抑制と均衡を保たなければならぬ。その中で、司法権と密接不可分の関係にある検察でございますが、行政機関の一機関であるという特殊な関係にございまして、人事権は法務大臣又は内閣にあるわけでございますが、その中で適切な人事を行うということが重要なことであるというふうに心得ております。

○藤野委員 もう終わりますけれども、要するに、行政官ではなくて、公訴を担うわけですね。司法の独立といった場合、公判だけを保障すればいいんじゃないかと、公判に行くかどうかという公訴提起が政治的権力に左右されないかというのは、これは極めて重要な点です。だから、裁判官に準じた身分保障が検察に与えられている。その身分保障の根幹が定年制度なんです。ですから、今の答弁は全く成り立たない。

この問題についてはあしたも質問するということを述べて、質問を終わります。

○松島委員長 次に、串田誠一さん。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。きよは、森法務大臣の所信ということで、所信に沿って質問させていただきます。まず最初に、児童の虐待防止対策ということで書かれていたんですけども、私も、最近、児童の虐待に関する刑事裁判の報道なども連日なされておりますし、また新たな事件も報道されるなど、本当に痛ましい事件が多いという意味では、虐待防止というのは大いにこれは積極的に進めていかなければならぬと思うんですが、一方で、誤った通報により一時保護されるというようなことは、これが長期に続きますと、逆な意味で子供に対する虐待になってしまうんだという認識、これは森法務大臣はお持ちなんじゃないですか。

○森岡務大臣 串田委員にお答えいたします。児童虐待への取組についての御理解もありがとうございます。

一方で、委員御指摘のように、児童福祉法による一時保護をめぐっては、虐待の事実がないにもかかわらず一時保護が行われる場合があり得るとの指摘があることは承知しております。

現行法においては、児童相談所長等によって行われた一時保護の措置については、児童虐待の事実がないにもかかわらず一時保護が行われたなどの不服がある場合には、親権者等は都道府県等に対して審査請求の申立てをし、又は裁判所に対して取消しの訴えを提起することができ、それらの手続の中で一時保護の適法性が判断されることになると考えられます。

ただ、この問題についても、串田委員からも今までもさまざま御指摘をいただいております。児童相談所長等が親権者等の意に反して二カ月を超えて一時保護を行う場合には、手続の適正性を担保する観点から、家庭裁判所の承認を得る必要もございまして、その二カ月という期間についても、今までも御指摘いただいております。

これについては、平成二十九年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の附則において、施行後三年を目途とする検討規定が設けられており、これを踏まえて、現在、厚生労働省が実態把握に向けた検討を行っていることと承知しておりますので、法務省としても必要な協力をしてまいります。

○串田委員 これが非常に重要だということに関して、例えば、子どもの虹情報研修センターというところのデータがございまして、これは、国と横浜市が協力して設置をし、運営は国から補助金で行われている、そういうセンターの資料でございまして、アメリカの児童虐待の現状についても調査がなされておまして、チャイルド・プロテクティブ・サービズ、CPSというふうなんですが、相談件数が